令和５年６月７日

　○○幼稚園ご利用の

　横浜市在住の保護者様

横浜市こども青少年局保育・教育給付課

市民税額の切替に伴う令和５年９月以降分の副食費補助の決定について

幼稚園利用者のうち一定基準を満たす方（①世帯年収が360万円未満相当の子ども、または②小学校３年生から数えて第３子以降の子ども）に対して、給食費のうち副食費について月額最大4,500円まで補助する制度において、①の要件については、令和５年９月以降分は令和５年度市民税額をもとに、横浜市が副食費補助の有無を決定します。

それに伴って以下のとおりご対応いただきますようお願いします。

１　市民税額の切替に伴う令和５年９月以降分の副食費補助の決定に関係する方

(1)　副食費補助を申請済みの方

　　　※申請されている方は、区こども家庭支援課から「副食費の補助に係る決定通知書」をお送りしています。

　(2)　初めて副食費補助を申請する方（令和４年１月１日～令和４年12月31日までの世帯年収が360万円　未満相当（※詳細はチラシをご確認ください）により副食費補助を受けるため）

２　必要な手続き

1. 副食費補助を申請済みの方

原則、新たな手続きは不要です。

ただし、①令和５年３月16日以降、新たに市民税の申告・修正を行った方、または②令和４年中に海外勤務期間がある方は別途書類を、６月28日（水）までに、園のある区の区役所こども家庭支援課（市外の幼稚園の場合はお住まいの区）に提出してください。

※必要書類はチラシの裏面をご確認ください。

1. 初めて副食費補助を申請する方

申請書等を園のある区の区役所こども家庭支援課（市外の幼稚園の場合はお住まいの区）に提出してください。

※必要書類はチラシの裏面をご確認ください。

＊「副食費の徴収に係る補足給付費交付申請書」等必要種類については、園や区こども家庭支援課で配付している他、

横浜市のウェブサイトからもダウンロードできます。

３　副食費補助の有無のお知らせ・補助「有」の方の補足給付費の受取り

　　１(1)・(2)の方につきましては、８月上旬～中旬に区こども家庭支援課から副食費補助の有無をお知らせします。副食費補助「有」の方は、給食費のうち、補足給付費分の副食費について、園から減額または返金対応を受けます。

担当：横浜市こども青少年局保育・教育給付課

TEL：045-671-0233